

竹島の島根県編入



島根県知事から竹島の行政事務を行う隠岐島庁への訓令

島根県庶第11号

1905年(明治38年)2月22日

資料概要

1905年(明治38年)2月15日の内務大臣による訓令(→No.3)を受けた島根県知事が、隠岐島庁に対し、内務大臣からの訓令に基づき、北緯37度9分30秒、東経131度55分、隠岐島から西北85浬にある無人島を竹島と名付け、島根県所属、隠岐島司の所管となったことを訓令(通知)したもの(写し)。

内容見本

島根県庶第十一号

隠岐島庁

北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ自今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラレ候条此旨心得フヘシ

右訓令ス

明治三十八年二月二十二日

島根県知事 松永武吉

作成年月日	1905年(明治38年)2月22日
編著者	島根県知事(松永武吉)
発行者	島根県
収録誌	竹嶋
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

島根縣廢笈十一號

隠岐島廳

北緯三十度九分三十秒東經百三十一度
五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五澤ニ在ル島
嶼ヲ竹島ト稱シ自今本縣所屬隱岐島司
ノ所管ト定メラレ候條此旨心得フヘシ

右訓令ス

明治三十八年二月二十二日

島根縣知事 松永武吉